

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年8月22日受付分)

名称

特定非営利活動法人
ボア・ヴィーブ

縦覧期間

令和7年8月22日(金)から
令和7年9月5日(金)まで

特定非営利活動法人ボア・ヴィーブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ボア・ヴィーブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市小林五丁目9番90号阪本マンション1階北に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者、障害児及びその家族に対して、地域社会での自立生活および社会参加の促進を図るため、福祉サービスの提供、相談助言等を行うとともに、広く地域住民の参加協力を得て、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害福祉サービス事業
- ② 地域生活支援事業
- ③ 障害児通所支援事業
- ④ 訪問看護事業
- ⑤ 介護従業者養成研修事業
- ⑥ 障害者・児、高齢者及びその家族等に対する相談支援
- ⑦ 福祉有償運送事業
- ⑧ 障害者の暮らしやすい地域社会づくりの為の交流・啓発活動

(2) その他の事業

- ① 不動産の賃貸及び管理

2. その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拋出金品の不返還）

第12条 既に納入した会費及びその他の拋出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上 2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

（選任等）

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 3 分の 2 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 4 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使するこ

とができない。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員の職務及び報酬
- (3) 会費の額
- (4) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は主たる事務所に掲示する他、官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報）に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	小林 大介
副理事長	熊澤 三徳
副理事長	若村 有仁子
理 事	谷口 智昭
理 事	成田 直美
理 事	白石 将樹
理 事	柳田 祐貴
監 事	松田 健輔

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成26年5月

31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|----------|--------------|--------------|
| (1) 正会員 | 個人 | 団体 |
| 年会費 | 3,000 円 | 5,000 円 |
| (2) 賛助会員 | | |
| 年会費 | 3,000 円 (1口) | 3,000 円 (1口) |

以上

上記は、当法人の現行の定款に相違ない。

令和 7年 6月26日

兵庫県宝塚市小林五丁目9番90号阪本マンション1階北

特定非営利活動法人ボア・ヴィーブ

理事 小林 大介

令和7年度の事業計画書

令和7年度4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 ボア・ヴィーブ

1 事業計画

令和7年度も当法人として生活介護における通所支援、日中の生活支援・外出支援の充実、医療が必要な方についての一人暮らし支援に力を入れていきます。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業 (評価・課題)	実施日時	実施場所	収益見込 (千円)
【特定非営利活動に係る事業】 障害福祉サービス事業	生活介護 ・特別支援学校卒業生や伊丹市在住者等の新規ご利用者の拡大を進める。 重度訪問介護 ・医療処置が必要なご利用者の一人暮らし支援を増やしていく。 ・現利用者の生活支援・外出支援のニーズを充足できるよう事業をすすめていく	生活介護 ・月曜日～金曜日 重度訪問 ・月曜日～日曜日	生活介護 ・宝塚市小林V-NEXT 重度訪問 ・宝塚市を中心とした阪神間	105,209 千円
【特定非営利活動に係る事業】 地域生活支援事業	日中一時支援事業 ・現利用者のニーズを充足できるよう事業を進めていく。 移動支援事業 ・現利用者のニーズを充足できるよう事業を進めていく。	日中一時 ・月曜日～金曜日 移動支援 ・月曜日～土曜日	日中一時 ・宝塚市小林日中一時 NEXT 移動支援 ・宝塚市を中心とした阪神間	5,485 千円
【特定非営利活動に係る事業】 障害児通所支援事業	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円
【特定非営利活動に係る事業】 訪問看護事業	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円
【特定非営利活動に係る事業】 介護従業者養成研修事業	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円
【特定非営利活動に係る事業】 障害者・児、高齢者及びその家族等に対する相談支援	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円
【特定非営利活動に係る事業】 福祉有償運送事業	福祉有償運送事業 ・現利用者の外出支援・移動支援のニーズを充足できるように事業を進めていく。	月曜日～日曜日	宝塚市を中心とした阪神間	305 千円
【特定非営利活動に係る事業】 障害者の暮らしやすい地域社会づくりの為に交流・啓発活動	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円

法人名：特定非営利活動法人 ポア・ヴィーブ

活動予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	27,000		
賛助会員受取会費	135,000	162,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	1,270,000	1,270,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	1,490,000	1,490,000	
4. 事業収益			
障害福祉サービス事業収益	105,209,187		
地域生活支援事業収益	5,485,018		
福祉有償運送事業収益	305,800	111,000,005	
5. その他の収益			
雑収益	5,343	5,343	
経常収益計			113,927,348
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	63,101,553		
法定福利費	9,295,815		
福利厚生費	501,842		
処遇改善引当金繰入額	4,586,733		
人件費計	77,485,943		
(2) その他経費			
賃借料	4,151,244		
減価償却費	1,765,224		
リース料	1,660,280		
消耗品費	1,183,216		
ガソリン代	1,252,326		
水道光熱費	649,720		
支払手数料	1,242,665		
修繕費	991,035		
通信運搬費	511,505		
保険料	525,164		
雑費	1,226,180		
その他経費計	15,158,559		
事業費計		92,644,502	
2. 管理費			
その他経費			
業務委託費	5,353,000		
支払手数料	613,426		
その他の経費	69,415		
その他経費計	6,035,841		
管理費計		6,035,841	
経常費用計			98,680,343
税引前正味財産増減額			15,247,005

令和8年度の事業計画書

令和8年度4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ボア・ヴィーブ

1 事業計画

令和8年度も当法人として生活介護における通所支援、日中の生活支援・外出支援の充実、医療が必要な方についての一人暮らし支援に力を入れていきます。なお、新たにシェアハウス事業を開始し、重度心身障害者の方へのサービスの充実を図ります。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業 (評価・課題)	実施日時	実施場所	収益見込 (千円)
【特定非営利活動に係る事業】 障害福祉サービス事業	生活介護 ・特別支援学校卒業生や伊丹市在住者等の新規 ご利用者の拡大を進める。 重度訪問介護 ・医療処置が必要なご利用者の一人暮らし支援 を増やしていく。 ・現利用者の生活支援・外出支援のニーズを充足 できるよう事業をすすめていく	生活介護 ・月曜日～ 金曜日 重度訪問 ・月曜日～ 日曜日	生活介護 ・宝塚市美座 V-NEXT 重度訪問 ・宝塚市を中心 とした阪神間	138,809 千円
【特定非営利活動に係る事業】 地域生活支援事業	日中一時支援事業 ・現利用者のニーズを充足できるよう事業を進 めていく。 移動支援事業 ・現利用者のニーズを充足できるよう事業を進 めていく。	日中一時 ・月曜日～ 金曜日 移動支援 ・月曜日～ 土曜日	日中一時 ・宝塚市美座 日中一時 NEXT 移動支援 ・宝塚市を中心 とした阪神間	5,485 千円
【特定非営利活動に係る事業】 障害児通所支援事業	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円
【特定非営利活動に係る事業】 訪問看護事業	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円
【特定非営利活動に係る事業】 介護従業者養成研修事業	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円
【特定非営利活動に係る事業】 障害者・児、高齢者及びその家族等 に対する相談支援	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円
【特定非営利活動に係る事業】 福祉有償運送事業	福祉有償運送事業 ・現利用者の外出支援・移動支援のニーズを充足 できるように事業を進めていく。	月曜日～日曜 日	宝塚市を中心と した阪神間	305 千円
【特定非営利活動に係る事業】 障害者の暮らしやすい地域社会づ くりの為に交流・啓発活動	今年度における事業計画はありません。	該当なし	該当なし	0 円
【その他の事業】 不動産の賃貸及び管理	シェアハウス事業 ・重度訪問介護のサービスをご提供する部屋を 賃貸及び管理し、事業を進めていく。	月曜日～ 日曜日	宝塚市美座 V-NEXT	1,800 千円

法人名： 特定非営利活動法人 ポア・ヴィーブ

活動予算書

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額		
	特定非営利活動	その他の活動	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	27,000	0	
賛助会員受取会費	135,000	0	162,000
2. 受取寄付金			
受取寄付金	1,270,000	0	1,270,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	1,490,000	0	1,490,000
4. 事業収益			
障害福祉サービス事業収益	138,809,187	0	
地域生活支援事業収益	5,485,018	0	
福祉有償運送事業収益	305,800	0	
賃貸事業収入	0	1,800,000	146,400,005
5. その他の収益			
雑収益	5,343	0	5,343
経常収益計	147,527,348	1,800,000	149,327,348
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	82,048,813	0	
法定福利費	12,263,812	0	
福利厚生費	662,073	0	
処遇改善引当金繰入額	6,051,199	0	
人件費計	101,025,897	0	101,025,897
(2) その他経費			
賃借料	738,000	0	
減価償却費	4,640,784	681,216	
リース料	1,660,280	0	
消耗品費	1,183,216	0	
ガソリン代	1,252,326	0	
水道光熱費	566,556	83,164	
支払手数料	1,242,665	0	
修繕費	991,035	0	
通信運搬費	511,505	0	
保険料	525,164	0	
雑費	1,226,180	0	
その他経費計	14,537,711	764,380	15,302,091
事業費計	115,563,608	764,380	116,327,988
2. 管理費			
その他経費			
業務委託費	5,353,000	0	
支払手数料	613,426	0	
その他の経費	69,415	0	
その他経費計	6,035,841	0	6,035,841
管理費計	6,035,841	0	6,035,841
経常費用計	121,599,449	764,380	122,363,829
当期計上増減額	25,927,899	1,035,620	26,963,519
経理区分振替額	1,035,620	△ 1,035,620	0
当期正味財産増減	26,963,519	0	26,963,519